

中央防災会議  
「東南海、南海地震等に関する専門調査会」  
(第16回)

推進地域指定に対する関係都府県の意見

平成15年12月16日

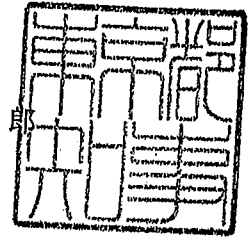
中央防災会議事務局



15総防対第631号  
平成15年10月31日

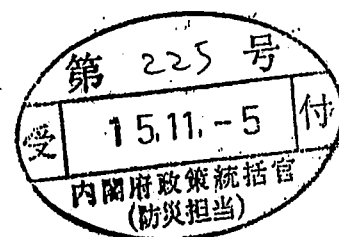
内閣総理大臣  
小泉純一郎 殿

東京都知事  
石原慎太郎



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について(回答)

平成15年9月19日付府政防第809号で意見照会のありました八丈町及び小笠原村を東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域として指定することについては、同意します。





15危第 363 号

平成15年(2003年)10月17日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

長野県知事 田中 康夫



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について (回答)

平成15年9月19日付け府政防第809号で意見照会のあった標記について、諏訪市を指定することについて異存ありません。



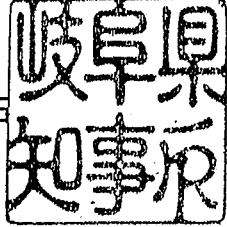


危管第161号

平成15年10月31日

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

岐阜県知事 梶原 拓



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号で意見照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 意見照会のあった次の12市町の指定については、同意します

同意市町

大垣市、羽島市、各務原市、海津町、平田町、南濃町、養老町、上石津町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町

- 2 上記以外の次の50市町村について、推進地域への指定を申請します。

(1) 申請市町村（50市町村）

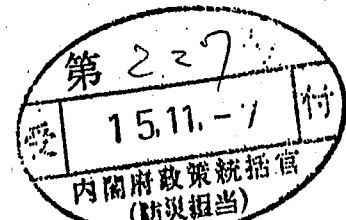
岐阜市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市、瑞穂市、川島町、岐南町、笠松町、柳津町、関ヶ原町、神戸町、墨俣町、谷汲村、大野町、池田町、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村、北方町、本巢町、真正町、糸貫町、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、兼山町、笠原町、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町

(2) 申請理由

岐阜県では、過去に発生した1707年の宝永、1854年の安政の大地震で甚大な被害があり、震度6以上の強い揺れが広い地域であったと推定されています。

また、県独自の被害想定の結果、東南海地震が発生した場合、広範囲にわたり液状化や強い揺れによる被害が発生するという結果が出ています。

こうした被害に対し、実効性のある防災対策を実施するためには、その地域の



市町村の意向を踏まえた、地域に密着した防災体制をとるとともに、周辺地域との防災体制の一体性の確保が不可欠となります。特に、消防体制により、救助活動や消火活動を行う市町村は、密接に連携を取る必要があります。

以上の点を踏まえ、国の指定市町村案の12市町に加え、上記50市町村についても指定いただくよう申請いたします。

なお、具体的な内容は次のとおりです。(別添資料1)

① 過去の地震で、震度6弱以上と推定される市町村又は被害の記録がある市町村

- ・ 宝永地震において震度6以上と推定される地域 【別紙資料2】  
26市町村
- ・ 宝永地震において被害が記録されている地域 【別紙資料3】  
3市町村
- ・ 安政地震において震度6以上と推定される地域 【別紙資料4】  
1市
- ・ 安政地震において被害が記録されている地域 【別紙資料5】  
14市町村
- ・ 昭和の東南海地震において震度6以上と推定される地域 【別紙資料6】  
10市町村
- ・ 昭和の東南海地震において被害が記録されている地域 【別紙資料7】  
10市町村

② 県の東南海地震に係る被害想定で、液状化危険度PL値15以上が想定される市町村 【別紙資料8】

18市町村

③ 県の東南海地震に係る被害想定で、震度6弱が想定される市町村

【別紙資料9】

10市町村

④ 国指定案の12市町及び、上記①から③までの市町村と、防災体制の一体性確保の観点から連携して対策を進める必要がある市町村 【別紙資料10】

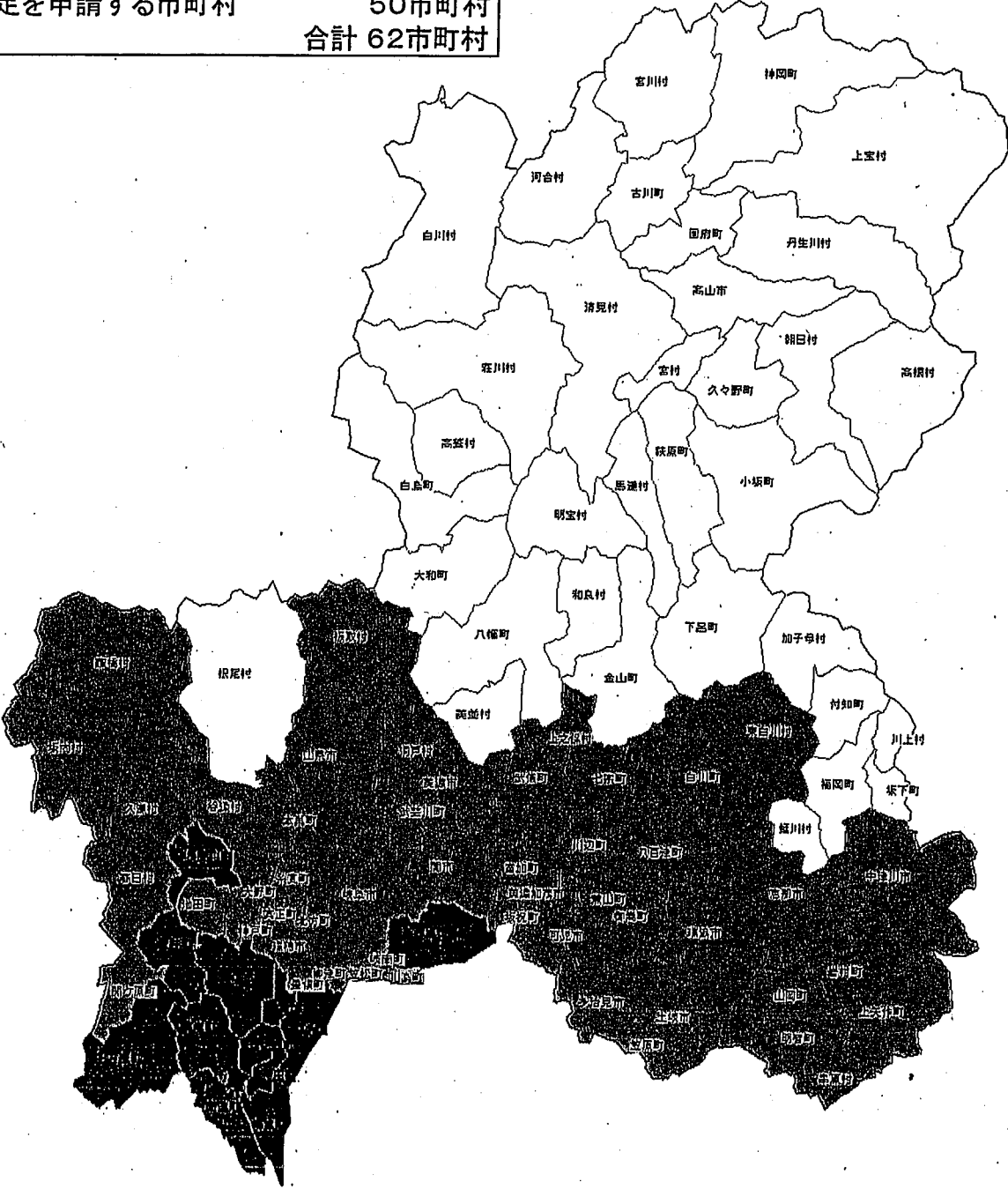
21市町村

3 この他に、本県では、平成17年3月までに大半の市町村合併が完了する予定であり、現在の96市町村が、合併後は21市町村となり、申請している62市町村は、16市町になる予定です。(別添資料11)

# 指定申請市町村

資料1

	国の想定で震度6弱とされた市町 12市町	
	指定を申請する市町村	50市町村 合計 62市町村





NO	市町村名	過去の地震被害	申請理由	被害想定結果	防災体制の確保
6	川島町	宝永地震で推定震度6(「明応地震・飯田汲事」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	宝永地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布	県の被害想定でPL値26	羽島郡広域連合消防本部(構成:羽島郡4町)による一体的な防災体制 * H17.3までに羽島郡4町が岐阜市へ編入合併予定
7	岐南町	宝永地震で推定震度6(「明応地震・飯田汲事」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	宝永地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布	県の被害想定でPL値25	
8	笠松町	昭和の東南海地震で推定震度6(「岐阜県東海地震等被害想定調査(広域被害予測及び対応の検討)」) 岐阜大学名誉教授 杉戸真太	宝永地震・慶長地震・天正地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布	県の被害想定でPL値26	
9	柳津町	昭和の東南海地震で推定震度6(「明応地震・飯田汲事」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	宝永地震・慶長地震・天正地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布		
10	北方町	昭和の東南海地震で推定震度6(「岐阜県東海地震等被害想定調査(広域被害予測及び対応の検討)」) 岐阜大学名誉教授 杉戸真太	宝永地震・慶長地震・天正地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布	県の被害想定でPL値21	本県消防事務組合消防本部(構成:本巣郡4町)により、北方町と一体的な防災体制を取る地域(本巣町、真正町、糸貫町) * 北方町はH17.3までに岐阜市へ編入合併予定 * 他の町村はH16.2までに合併予定
11	本巣町	昭和の東南海地震で被害(「昭和三十九年12月7日東南海地震の震害と震度分布」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事			
12	真正町				
13	糸貫町				









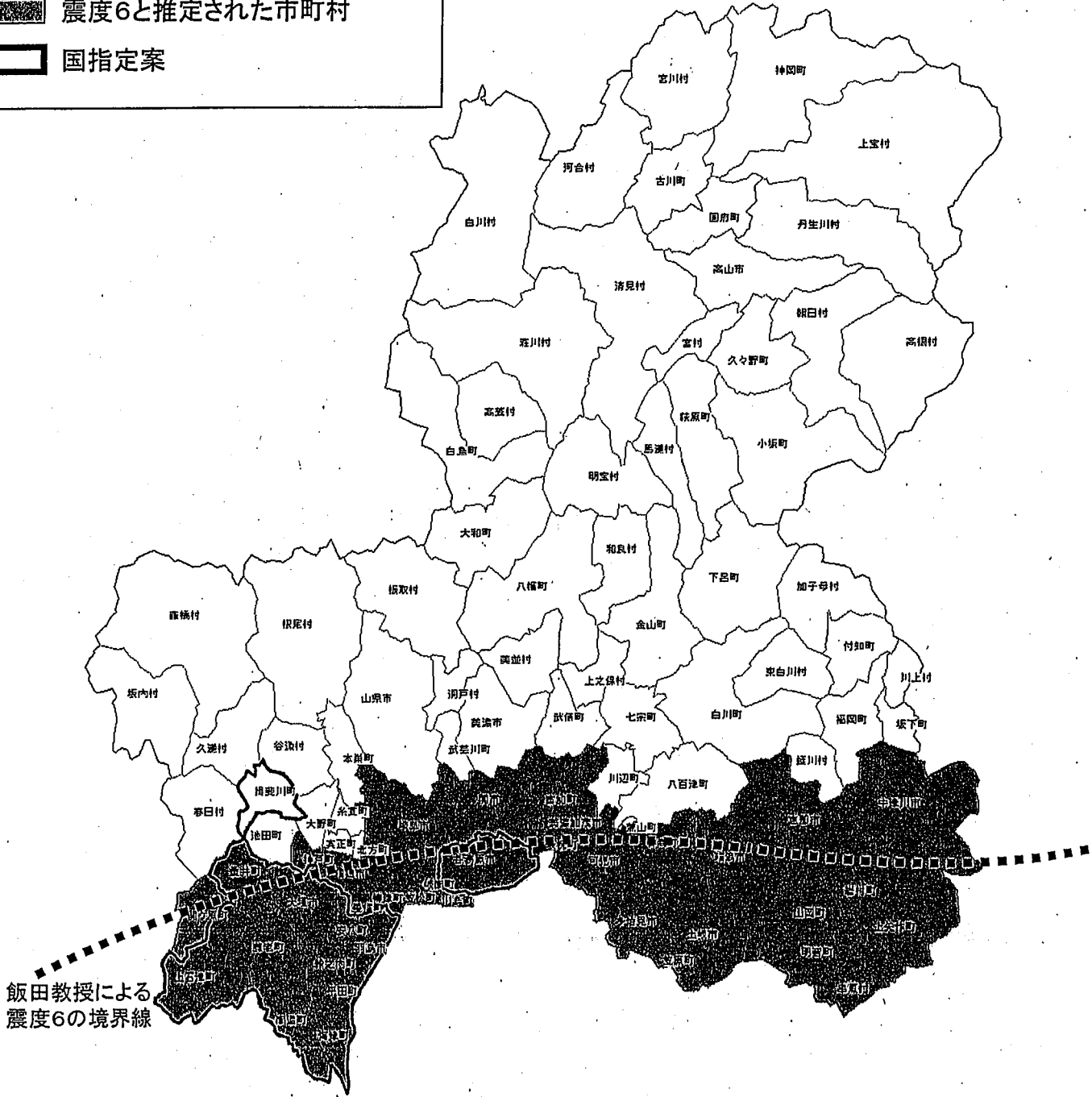
NO	市町村名	過去の地震被害	申請理由	被害想定結果	防災体制の確保
27	揖斐川町	○昭和の東南海地震で推定震度6(「岐阜県東南海地震等被害想定調査(広域被害予測及び対応の検討)」)岐阜大学教授 杉戸真太) ○昭和の東南海地震で被害(「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事)		国の被害想定で震度6弱	揖斐郡消防組合消防本部(構成:揖斐郡7町村)により、揖斐川町と一体的な防災体制を取る地域(谷汲村、大野町、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村) * H17.3までに合併予定
28	谷汲村				
29	大野町				
30	春日村				
31	久瀬村				
32	藤橋村				
33	坂内村				
34	関市	○宝永地震で推定震度6(「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事)		県の被害想定で震度6弱、PL値35	中濃消防組合消防本部(構成:関市、美濃市、武儀郡5町村)により、関市、板取村と一体的な防災体制を取る地域(美濃市、洞戸村、武芸川町、武儀町、上之保村) * 美濃市、武芸川町を除く5市町村でH17.2.1までに合併予定 可茂消防事務組合消防本部(構成:美濃加茂市、可児市、加茂郡7町村、可児郡2町)により、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、御嵩町と一体的な防災体制を取る地域(川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、兼山町) * ①可児市、可児郡2町を除き、美濃加茂市への編入合併予定 * ②H17.2.1までに可児郡2町が可児市に編入合併予定
35	美濃市				
36	洞戸村				
37	板取村				
38	武芸川町	○宝永地震で被害(「大日本地震史料第2巻」文部省震災予防評議会)			
39	武儀町				
40	上之保村				
41	美濃加茂市	○宝永地震で推定震度6(「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事)			
42	可児市	○宝永地震で推定震度6(「最新版日本被害地震総覧」宇佐見龍夫、「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事)		県の被害想定で震度6弱、PL値37	
43	坂祝町	○宝永地震で推定震度6(「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事)		県の被害想定で震度6弱、PL値36	
44	富加町	○宝永地震で推定震度6(「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事)		県の被害想定で震度6弱、PL値34	
45	川辺町				
46	七宗町				
47	八百津町				
48	白川町				
49	東白川村				
50	御嵩町	○宝永地震で推定震度6(「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事) ○安政地震で被害(「御嵩町史(資料編)伏見西町御日特帳」御嵩町)			
51	兼山町				
52	多治見市	○宝永地震で推定震度6(「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事) ○安政地震で被害(「岐阜県震災異史」岐阜県・岐阜地方気象台) ○昭和の東南海地震で被害(「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事)		県の被害想定でPL値15	多治見市消防本部(構成:多治見市、土岐郡1町)による一体的な防災体制 * 瑞浪市、土岐市とH17.1までに合併予定
53	笠原町	○宝永地震で推定震度6(「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」名古屋大学名誉教授 飯田汲事) ○安政地震で被害(「岐阜県震災異史」岐阜県・岐阜地方気象台)		県の被害想定でPL値15	

NO	市町村名	過去の地震被害	申請理由	被害想定結果 県の被害想定で震度6弱、 PL値17	防災体制の確保 瑞浪市消防本部(構成:瑞浪市) *多治見市、土岐市、笠原町と H17.1までに合併予定
54	瑞浪市	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) ○昭和の東南海地震で被害(「昭和19年12月7日東南海地震」) 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)	県の被害想定で震度6弱、 PL値17	瑞浪市消防本部(構成:瑞浪市) *多治見市、土岐市、笠原町と H17.1までに合併予定
55	土岐市	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)	県の被害想定で震度6弱、 PL値16	土岐市消防本部(構成:土岐市) *多治見市、瑞浪市、笠原町と H17.1までに合併予定 中津川市消防本部(構成:中津川市)
56	中津川市	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「中津川市史」) ○昭和の東南海地震で被害(「昭和19年12月7日東南海地震」) 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)		
57	恵那市	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) ○昭和の東南海地震で被害(「昭和19年12月7日東南海地震」) 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)	県の被害想定でPL値16	恵那市消防本部(構成:恵那市) *H16.10までに恵那郡5町村と 合併予定
58	岩村町	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「最新版」) ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) ○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)		恵那市消防組合消防本部(構成: 恵那郡5町村)による一体的な 防災体制 *H16.10までに恵那市と合併予 定
59	山岡町	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)		
60	明智町	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)	県の被害想定で震度6弱、 PL値16	
61	串原村	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)	県の被害想定で震度6弱	
62	上矢作町	○宝永地震で推定震度6(「明応地地震」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事 ○安政地震で被害(「岐阜県災異史」) 名古屋大学名誉教授 飯田汲事	天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」 岐阜県・岐阜地方気象台)	県の被害想定で震度6弱	

# 宝永地震の震度分布

別紙2

 震度6と推定された市町村  
 国指定案



飯田教授による震度6の境界線

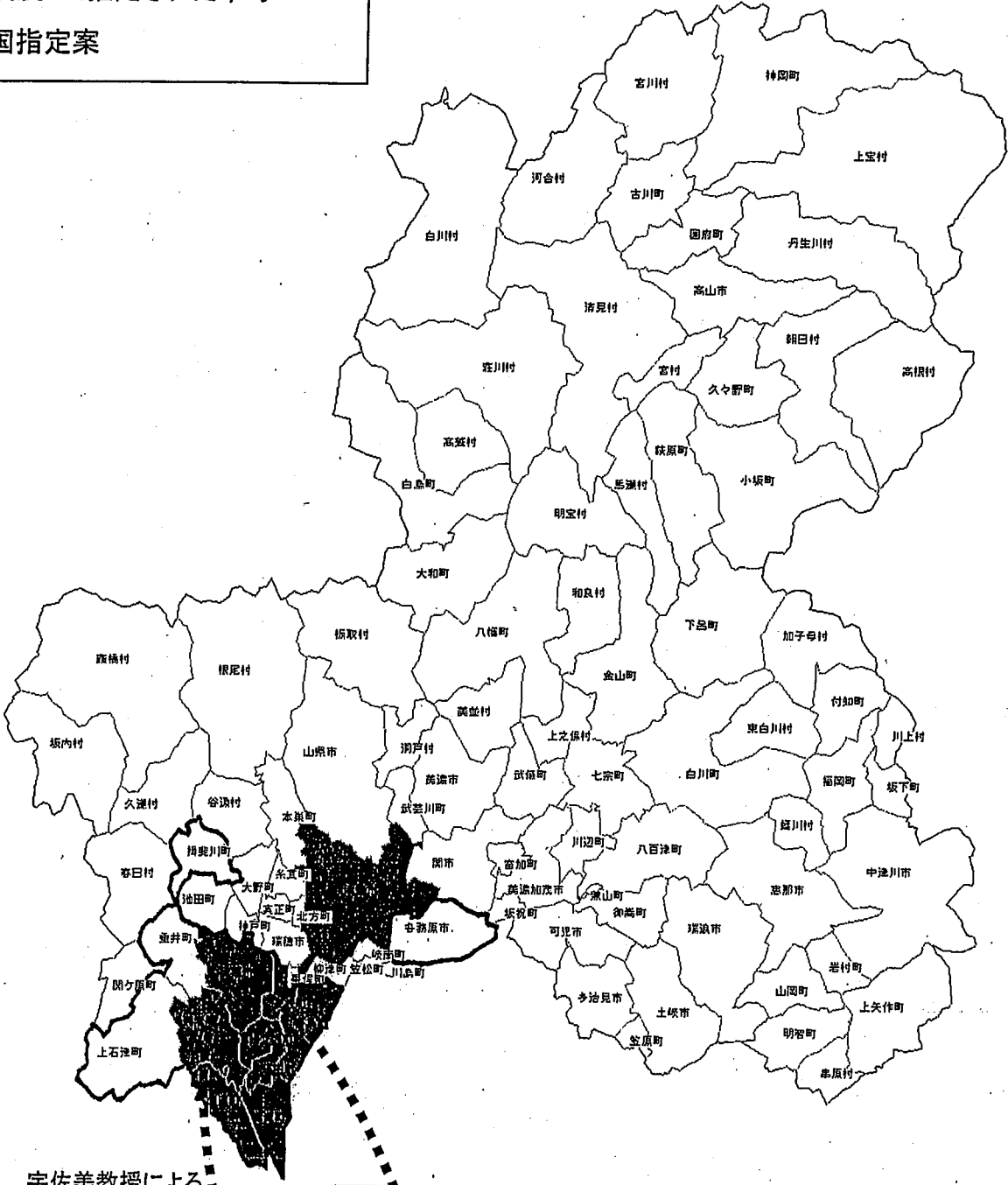
・「最新版 日本被害地震総覧」(東京大学名誉教授 宇佐美龍夫)  
 ・「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」  
 (名古屋大学名誉教授 飯田汲事)



# 安政地震の震度分布

別紙4

震度6と推定された市町  
 国指定案






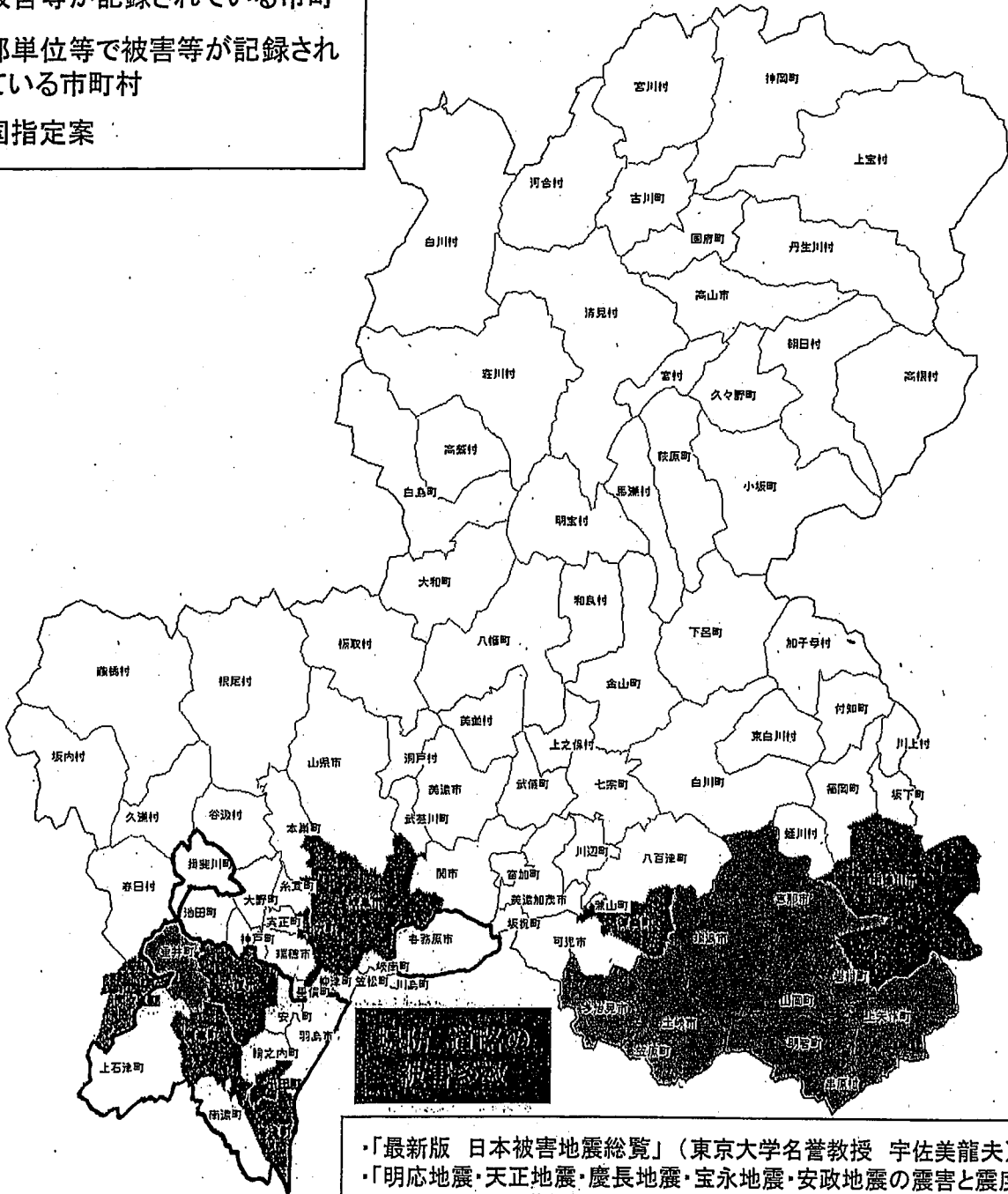
宇佐美教授による  
震度6の境界線

・「最新版 日本被害地震総覧」(東京大学名誉教授 宇佐美龍夫)  
 ・「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」  
 (名古屋大学名誉教授 飯田淑事)

# 安政地震による被害

別紙5

 被害等が記録されている市町  
 郡単位等で被害等が記録されている市町村  
 国指定案



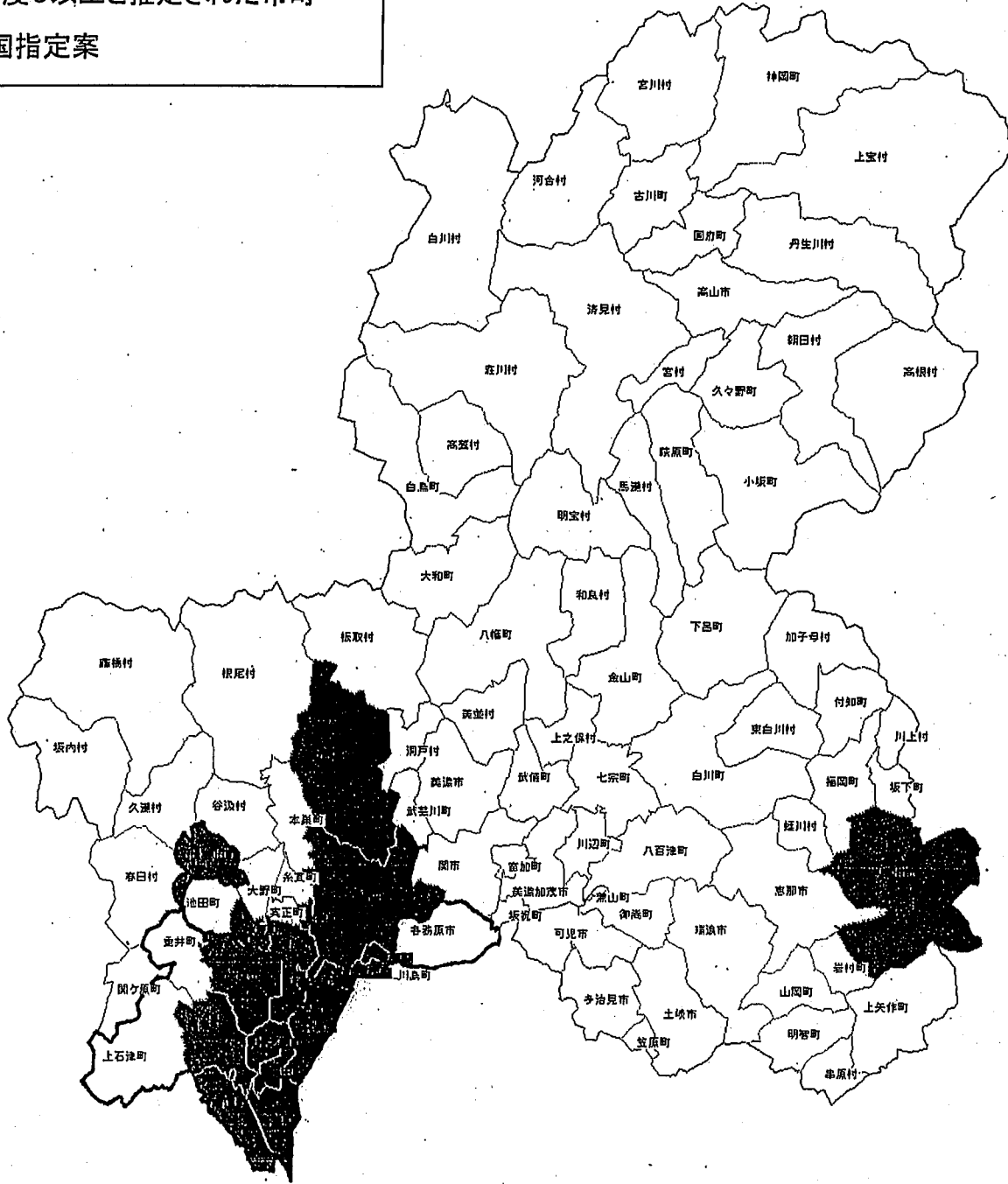
- ・「最新版 日本被害地震総覧」(東京大学名誉教授 宇佐美龍夫)
- ・「明応地震・天正地震・慶長地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布」(名古屋大学名誉教授 飯田汲事)
- ・「岐阜県災異史」(岐阜県・岐阜地方気象台)・「岐阜県地震対策基礎調査報告書」(岐阜県)・「中津川市史」(中津川市)
- ・「北方町誌」(北方町)
- ・「御嵩町史(資料編)伏見西町御日待帳」(御嵩町)



# 昭和東南海地震の震度分布

別紙6




- 震度6以上と推定された市町
- 国指定案

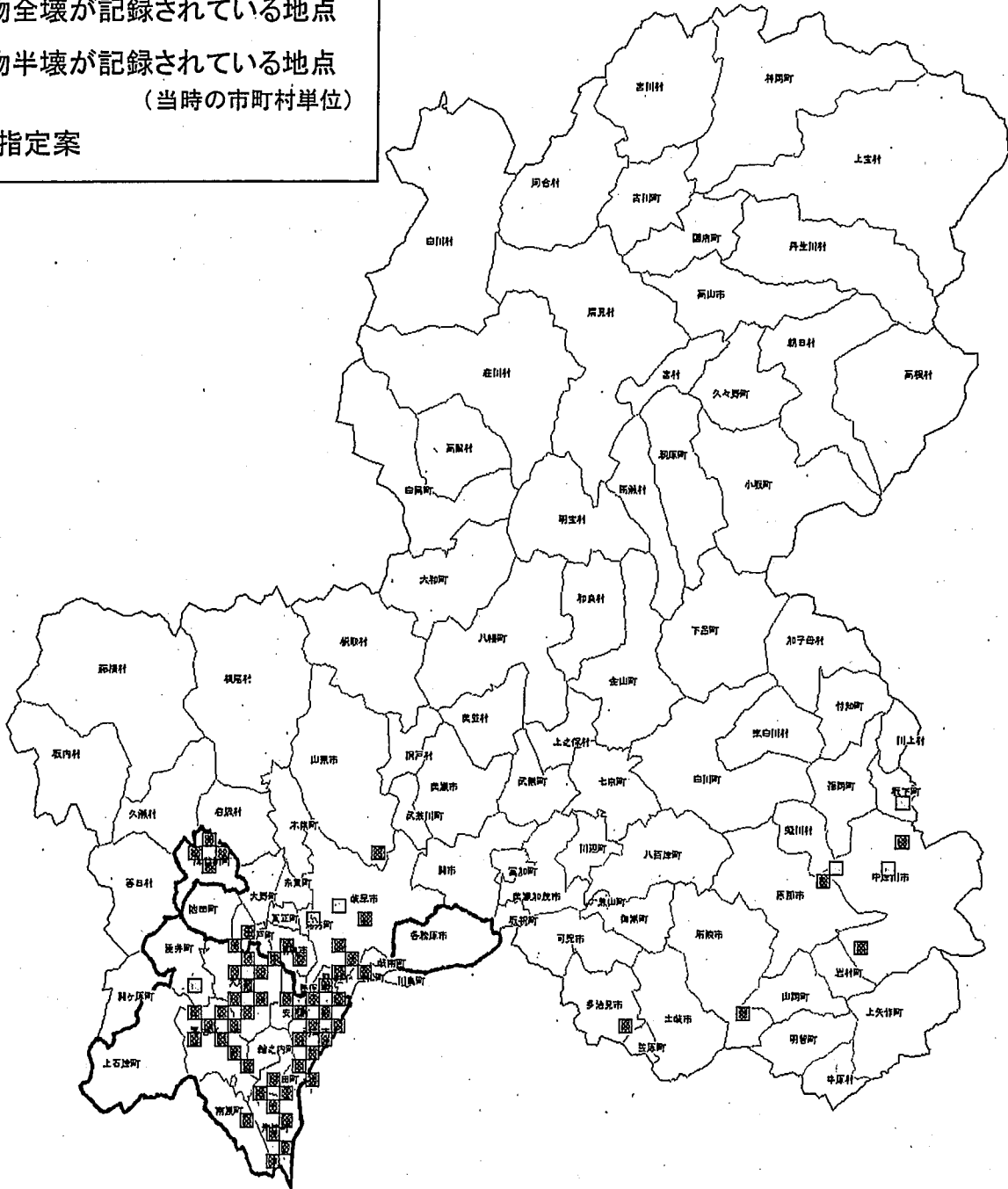


・「岐阜県東海地震等被害想定調査(広域被害予測及び対応の検討)」  
 (岐阜県(岐阜大学教授 杉戸真太編))

# 昭和東南海地震による被害

別紙7

-  建物全壊が記録されている地点
-  建物半壊が記録されている地点  
(当時の市町村単位)
-  国指定案







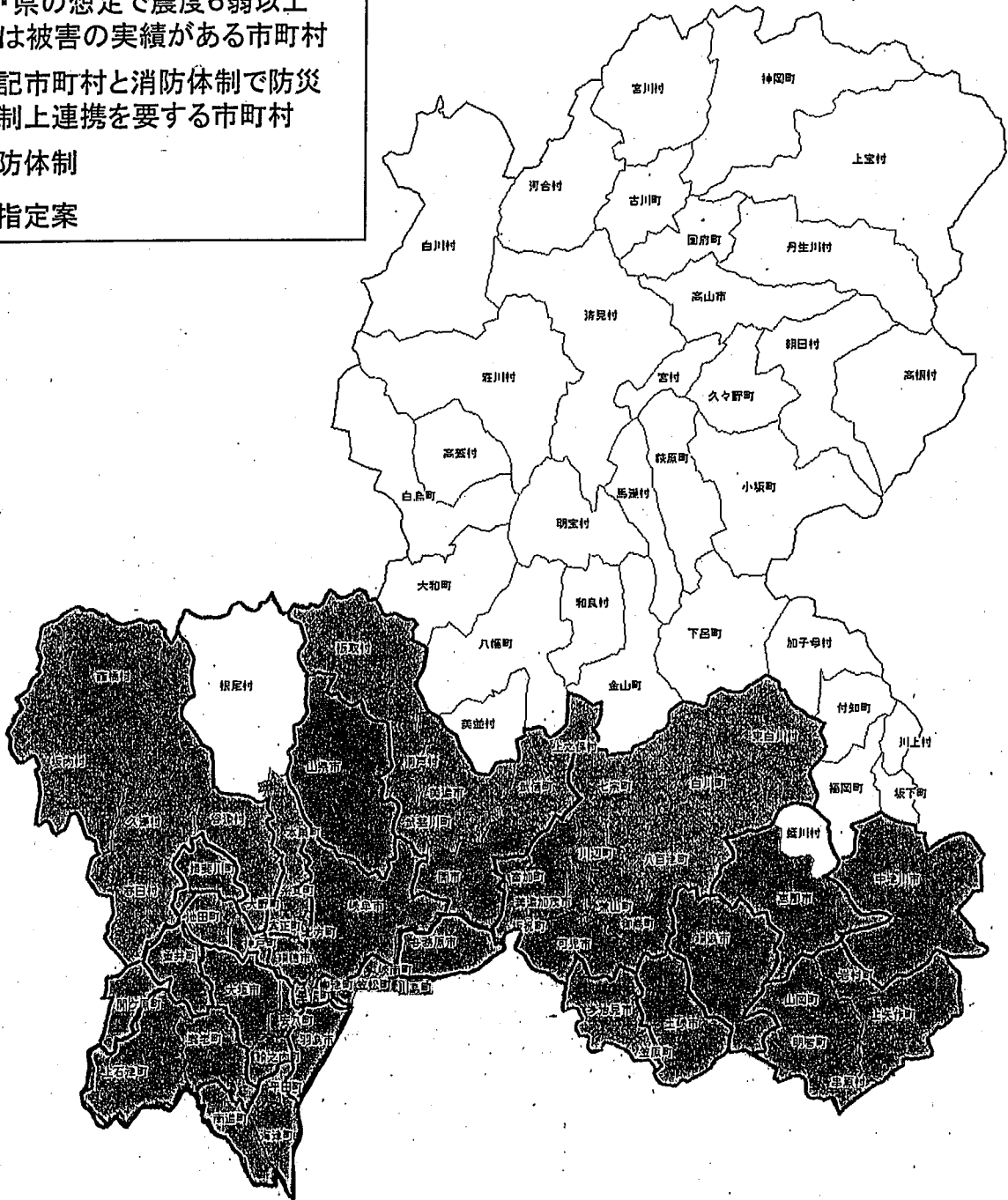
「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」  
(名古屋大学名誉教授 飯田淑事)





同一の消防体制による防災体制の確保

-  国・県の想定で震度6弱以上又は被害の実績がある市町村
-  上記市町村と消防体制で防災体制上連携を要する市町村
-  消防体制
-  国指定案



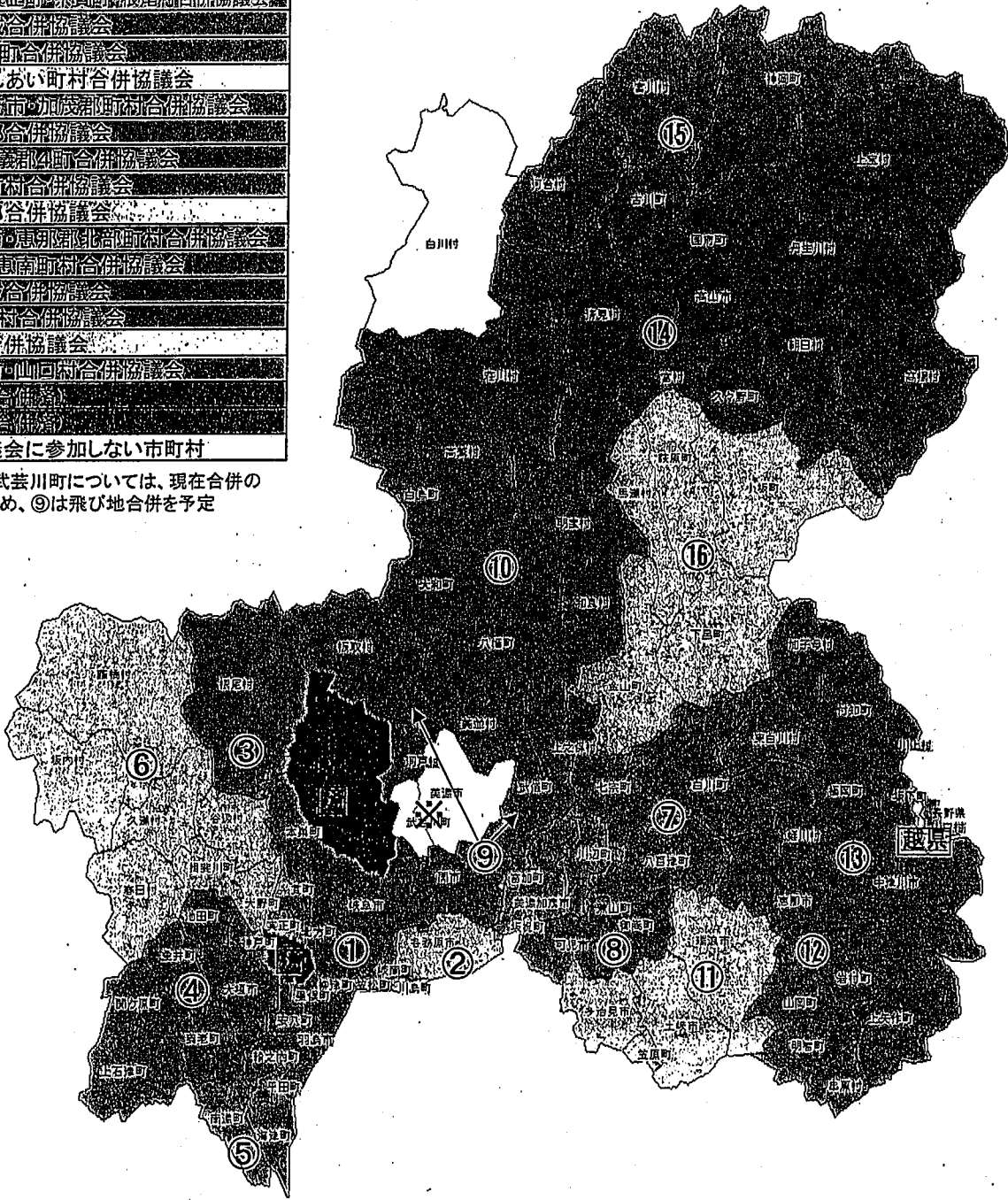
# 合併協議会設置状況

資料11

(平成15年10月14日現在)

① 刈草広域合併協議会
② 木曾川文化圏市町合併協議会
③ 佐果町・真田町・糸賀町・根尾村合併協議会
④ 西濃広域合併協議会
⑤ 海津郡3町合併協議会
⑥ 揖斐ふれあい町村合併協議会
⑦ 美濃加茂市・可成郡町村合併協議会
⑧ 可成市郡合併協議会
⑨ 関市・武儀郡4町合併協議会
⑩ 郡上市町村合併協議会
⑪ 東濃西部合併協議会
⑫ 中津川市・恵那郡北部町村合併協議会
⑬ 恵那市・恵那町村合併協議会
⑭ 飛騨地域合併協議会
⑮ 飛騨町村合併協議会
⑯ 益田郡合併協議会
⑰ 中津川市・山回村合併協議会
⑱ 山原町合併協議会
⑲ 瑞穂市合併協議会
合併協議会に参加しない市町村

※ 美濃市、武芸川町については、現在合併の意向がないため、◎は飛び地合併を予定



15防 第239号  
平成15年10月24日

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

愛知県知事 神田 真秋

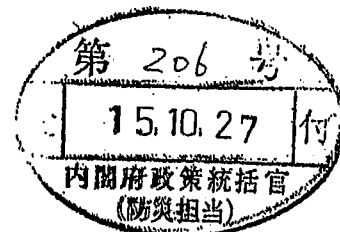


東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号の意見照会につきましては、名古屋市始め78市町村の指定について、同意します。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定につきまして、県内の市町村長から別紙のとおり要望がありましたので、格別の御配慮をお願いします。

担当 防災局防災課政策・企画グループ  
電話  
FAX



東南海・南海地震防災対策推進地域指定についての要望事項

- 1 地震防災対策推進地域に係る地震防災対策事業が円滑に推進できるように、地震財特法（強化地域における地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）と同様な財政支援制度を創設されたい。
- 2 地震防災対策特別措置法につきましては、期間の延長・補助率の嵩上げ・対象設備の拡大などの充実強化を図られたい。
- 3 推進計画及び対策計画が円滑に作成できるように、推進地域の指定と同時に基本計画を策定されたい。また、対策計画を策定するための津波浸水区域図についても提供していただきたい。
- 4 市町村の防災対策を推進するため、地震動の市町村別データを提供していただきたい。
- 5 観測及び測量体制の整備を図り、地震予知の体制をできる限り早期に確立されたい。
- 6 東海・東南海・南海地震の連動を想定した広域防災対策を早期に実施されたい。

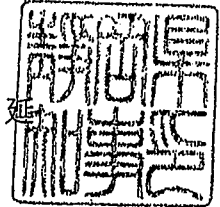


防政第125号

平成15年10月24日

内閣総理大臣  
小泉純一郎様

静岡県知事 石川嘉延

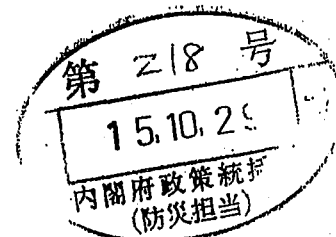


東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

- 1 県内36市町村に係る東南海・南海地震防災対策推進地域の指定については、異議はありません。
- 2 東南海・南海地震防災対策推進地域における今後の防災対策の推進のため、地震防災対策特別措置法による財政支援措置について、引き続き特段の御配慮をお願いします。

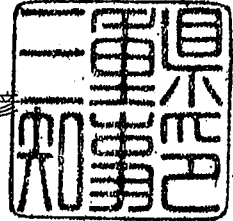


地振第15-73号

平成15年12月1日

内閣総理大臣 小泉純一郎様

三重県知事 野呂昭彦



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け、府政防第809号で意見照会があったことについて、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 意見照会のありました県内62市町村が、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定されることに同意します。

なお、平成15年12月1日、北勢町、員弁町、大安町及び藤原町は合併によりいなべ市となり、同意市町村数は59市町村となりました。

2 上野市、名張市、阿山町、青山町、大山田村、島ヶ原村及び美杉村について、別紙1の理由により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定されることを要望します。

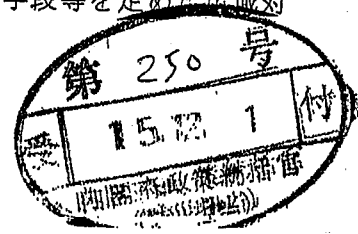
3 桑名市、木曾岬町、長島町、松阪市、香良洲町、三雲町、御菌村及び紀宝町について、別紙2の理由により、津波による基準の指定も要望します。

4 東南海・南海地震に係る防災対策の充実強化を図るため、次のことに特段のご配慮を頂くよう要望します。

(1) 東南海・南海地震防災対策推進地域に対し、地震防災対策特別措置法における地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の適用期限について除外すること及び地震防災対策事業に必要な財政措置を行うこと。

(2) 津波避難計画等に基づく1次避難地や避難路の整備を促進する制度の創設を行うとともに、地震や津波に備えるための耐震改修等の支援措置の拡充、整備や津波からの円滑な避難のための警報伝達設備や避難施設など、地域の実情に応じた施設等の整備に対する財政支援措置を行うこと。

(3) 広域応援に必要な要員、物資の調達先や輸送先、輸送手段等を定めた広域対





## 別紙 1

〔上野市、名張市、阿山町、青山町、大山田村及び島ヶ原村の指定を要望する理由〕

上野市、阿山町、青山町及び大山田村は、今回、東南海・南海地震防災対策推進地域として示されている地域と隣接しています。1707年の宝永地震では、上野地区で震度6相当の強い揺れを記録しており、名張市、島ヶ原村は上野市に隣接しています。また、1854年安政東海地震の半年前に内陸型地震である伊賀上野地震が起こり、伊賀地域一帯で甚大な被害が発生しています。

今後、同様の地震が発生すれば、これら6市町村では、地震防災対策推進地域に準じる著しい地震災害が生じるおそれがあり、住民の不安は計り知れないものがあります。

地震災害を防止、軽減するためには、地震防災対策推進地域として示されている伊賀町を含めた伊賀地域7市町村全体が一体となった防災体制を確保する必要があります。

(1) 広域消防組合は、上野市、伊賀町、阿山町、大山田村及び島ヶ原村の5市町村と、名張市、青山町の2市町がそれぞれ構成するとともに、これら2消防組合及び7市町村の各消防団は、火災及び非常災害時等における相互応援協定を締結するなど、伊賀地区の7市町村が連携し、一体となって消防活動を行っています。

(2) 7市町村は、昭和44年に自治省（現総務省）から広域市町村圏の指定を受け、昭和45年に「伊賀地区広域市町村圏事務組合」を設立しました。同事務組合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、設立以来市町村の枠を超えた広域的行政施策や共同事務処理を行ってきています。平成13年には「新しい伊賀地区ふるさと市町村計画」を策定し、その基本計画の中で「防災体制の整備、消防・救急体制の充実」を定め、伊賀地区が連携して一体となった施策を実施することとしています。

(3) 7市町村の救急医療体制において、伊賀地区内の3施設で対応しており、また、災害時に問題となるごみ処理においても、広域共同処理を行っています。

(4) 伊賀地区7市町村は、東は鈴鹿・布引山系、西は大和高原、北は信楽高原、南は室生山地に囲まれた伊賀盆地に所在します。地震動による土砂崩壊等により山間部において通行不通となった場合は、伊賀地域全体が孤立する恐れがあります。

〔美杉村の指定を要望する理由〕

美杉村は、地震防災対策推進地域として示されている地域に東方、南方、北方の3方で隣接していることから地震防災対策推進地域に準じる著しい地震災害が生じるおそれがあります。地震災害を防止、軽減するためには、防災体制の一体性を確保する必要があります。

(1) 美杉村は、推進地域として示されている久居市、白山町、一志町及び嬉野町の5市町村で広域消防組合を構成し、5市町村が連携して、一体となった広域消防活動を行っており、ごみ処理に関しても、近隣市町村で共同処理を行っています。

(2) また、同村は県中西部の山間部に位置し、地震動による土砂崩壊等により通行不通となった場合、同村は孤立する恐れがあり、連携した防災対策を講じる必要があります。

## 別紙 2

### 〔津波による基準の指定を要望する理由〕

今回の推進地域の指定にあたり、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」において出された指定基準によりますと、前記 8 市町村については地震動の基準のみが該当していることから、津波による基準の指定も要望します。

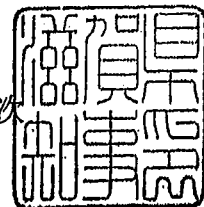
- (1) 桑名市、木曾岬町、長島町は木曾三川河口部に、香良洲町、三雲町は雲出川河口部に、松阪市は櫛田川河口部に、御菌村は宮川河口部にそれぞれ位置し、いずれも軟弱な地盤上に立地しており、木曾岬町、長島町にあつては全域が海抜ゼロメートル地帯となっています。
- (2) 紀宝町は、近年、海岸の侵食が進んでおり、平成 9 年には台風の高波により堤防決壊や防災林流出の被害が出ています。
- (3) 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」の強震動予測によると、上記 8 市町村は震度 6 弱以上であり、香良洲町、三雲町、松阪市、御菌村及び紀宝町については震度 6 強以上の地域があると想定されています。
- (4) このような状況から、東南海・南海地震が発生すれば、いずれの市町村も地震動による液状化や堤防の破壊、決壊に合わせて海からの津波による複合的災害を想定する必要があります。
- (5) また、津波による基準の指定から外れることによる住民の避難意識の低下が懸念されます。
- (6) さらに、これらの地域では、過去の地震津波により大きな被害を受けている地域もあります。



滋 総 防 第 1 2 1 5 号  
平成 1 5 年 (2003 年) 1 1 月 5 日

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

滋賀県知事 國 松 善 次

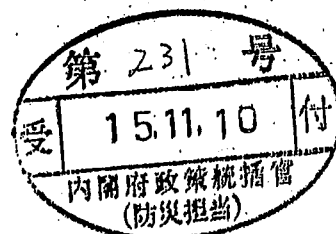


東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について

平成 1 5 年 9 月 1 9 日 付 け 府 政 防 第 8 0 9 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た 推 進 地 域 の 指 定 に つ い て、下 記 の と お り 回 答 い た し ま す。

記

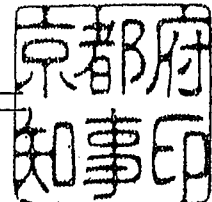
- 1 推進地域の指定基準に該当する市町村として意見照会のありました 2 3 市町が推進地域として指定されることについては、異議ありません。
- 2 長浜市を次の理由により推進地域として指定されますよう要望します。
  - (1) 長浜市は、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が計算した震度予測では震度 5 強となっているものの、1707 年の宝永地震では、震度 VI と推定されるとの文献がある。また、長浜市は県内においても人口密度が高い地域であり、加えて 1981 年以前の旧耐震基準の建物、特に終戦前の古い建物が多いため、東南海・南海地震が発生した際には、甚大な被害が発生することが予想される。
  - (2) 推進地域指定基準該当地域である米原町および近江町を含む米原町以北の 1 市 1 2 町は、滋賀県地域防災計画（震災対策編）において、近隣の市町村が連携して災害対策に取り組む第 3 次防災圏として設定されており、当圏域の一体的な防災体制の確保のためには、当圏域の中心となっている長浜市の防災体制を緊急に推進することが必要であると考えます。
- 3 東南海・南海地震防災対策推進地域における地震防災対策が円滑に推進できるよう、財政上の特段の配慮を要望します。また、推進地域以外の地域も含めた総合的な地震防災対策が推進できるよう地震防災対策の一層の充実強化を要望します。



5 消防第1048号  
平成15年10月24日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

京都府知事 山田 啓二



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

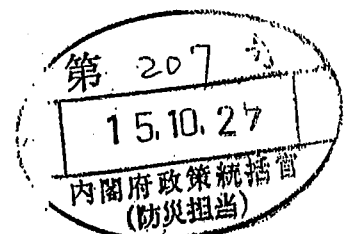
記

1 防災対策推進地域の指定について

京都市の指定について、異存はありません。

2 要望事項

東南海・南海地震等に係る防災対策を推進するため、財政上特段の配慮をくださいますよう強く要望します。





危管第1364号  
平成15年11月28日

内閣総理大臣 小泉純一郎様

大阪府知事 齊藤房江



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号で意見照会のありました大阪市はじめ35市町村の指定については、同意します。

また、枚方市、交野市及び四條畷市については、下記の理由により推進地域に指定されることを要望します。

なお、回答にあたって関係市町村の意見を聞いたところ、地震防災対策の推進のため必要な国の財政支援を要望する意見が多くありましたことを申し述べます。

記

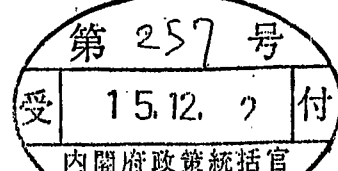
1 枚方市、交野市及び四條畷市は、大阪の北東部に位置し、生駒山系の縁辺に接しているため、いずれも急傾斜地危険箇所が多く、東南海・南海地震の影響による土砂災害等の二次災害が発生する危険性が高い。

また、それに隣接する平野部は、東部大阪地域から淀川沿岸にかけて基盤岩上に厚く堆積層が積層する地質構造であり、地表面には軟弱地盤が広がっている。さらに、生駒断層、交野断層、枚方撓曲等の活断層の上に稠密な市街地が展開している地域であり、地震被害が増大しやすい地域特性を有している。

したがって、当該地域は、今後、より一層の地震防災体制の強化が望まれる地域である。

2 枚方市、交野市及び四條畷市は、推進地域の指定基準に該当する守口市、寝屋川市、大東市及び門真市を含めた7市で災害時相互応援協定を締結するとともに、消防、水防等の防災関連業務についても7市間で相互に連携・補完しながら防災体制を一体的に整備している地域であり、広域市町村圏や二次医療圏についても7市で構成している。

3 東南海・南海地震という広域災害においては、当該7市が相互に連携を図りながら防災体制を整備していくことが非常に重要であることから、枚方市、交野市及び四條畷市が推進地域に指定されることで、地震防災体制の一体性が確保されることを期待するものである。



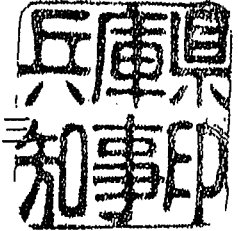
平成15年11月28日

内閣総理大臣

小泉純一郎様

兵庫県知事

井戸敏三



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について(回答)

平成15年9月19日付府政防第809号により意見照会がありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 意見照会がありました22市町につきましては、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定されることに異存ありません。
- 2 上記を除く市町のうち、相生市及び飾磨郡家島町につきましては、次の理由により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定を要望します。

【理由】

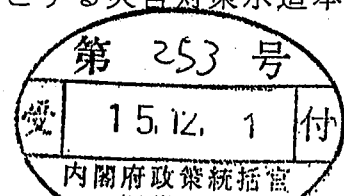
(1) 相生市

ア 相生市は、①隣接する赤穂市及び御津町がいずれも推進地域の指定基準に該当していること、②沿岸部に危険物等を保有する工場が多く立地していること、③小型船舶係留施設や公園等の親水空間があることから、推進地域案に挙がっている市町と同程度、あるいは、それ以上の災害が発生する可能性は否定できない。

イ 相生市と赤穂市は、国道、JRなどの交通基盤が共通であり、通勤、通学を通した日々の人の移動も多く、地域住民の生活圏が一体となった地域である。

また、当該地域の災害拠点病院は赤穂市にあり、これを拠点とした災害時の広域的な医療体制が確保されている。

ウ 相生市は、御津町とは西播磨水道企業団を組織し、広域で水道事業を運営しており、災害時には、企業長を本部長とする災害対策水道本部を設置し、給水対策を実施することとしている。



エ これらのことから、当該地域は、隣接する市町が連携することによって、よりの確な防災対策を展開できる地域であり、相生市のみが地域指定から外れることになれば、東南海・南海地震防災対策に格差が生じることになり、一体的な防災対策の推進に大きな障害となる。

(2) 飾磨郡家島町

ア 家島町は、①危険物取扱施設が沿岸部に多く設置されていること、②港湾・漁港には、多くの船舶、漁船が係留されていること、③昭和56年以前に建築された木造家屋が多数あるとともに、丘陵地に家屋が密集し、これらの密集地は、急傾斜地崩壊の危険性があること、④夏季の海水浴客をはじめ観光客や釣客が訪れる親水空間が多くあることから、推進地域案に挙がっている市町と同程度、あるいは、それ以上の災害が発生する可能性は否定できない。

イ 家島町は、周囲全てが海に囲まれていることから、地震発生時には、近隣市町からの応援も得られず孤立するおそれがあり、自立した対応が求められる。また、観光客等（年間約10万人）に対する避難体制の整備を行うとともに、帰宅困難者が発生した場合には、その輸送対策について近隣市町と連携した対応を行う必要がある。

ウ 家島町は、常備消防がなく、また、入院設備を有する病院もないことから、推進地域案に挙がっている姫路市との間で「救急業務の応援に関する協定」を締結し、一体的な防災対策を推進している。

3 次の事項について、特段のご配慮をいただきますよう要望します。

東南海・南海地震防災対策推進地域において、地震防災、津波防災に係る施設等の整備が一層促進されるよう、地域の実情に応じた施設等の整備に対する財政支援措置。

【担当】

企画管理部防災局防災企画課

TEL

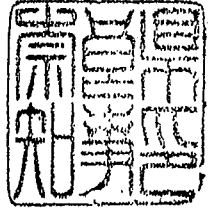
FAX



消 第 676 号  
平成15年12月 1日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

奈良県知事 柿本 善也



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政第809号で意見照会のありましたこのことについて、本県意見は下記のとおりです。

記

- 1 意見照会のあった五條市、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村については、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定されることに同意します。
- 2 以下の市町村についても、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定を要望します。

(1) 大和平野地域

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、新庄町、當麻町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町（9市14町1村）

ア、宝永地震等において、震度6～7程度、大きな被害が出たとの記録がある地域である。

イ、「王寺周辺広域市町村圏」、「葛城広域市町村圏」、「橿原・高市広域市町村圏」、「山辺広域市町村圏」等の構成や、各種協定などの締結により、消防、救急、医療、ゴミ等の業務を広域で実施しており、連携した防災体制の確保が不可欠な地域である。

ウ、人口集中地区であるが、地盤が悪く液状化等による河川やため池の決壊により建物等に甚大な被害が出る恐れがある。

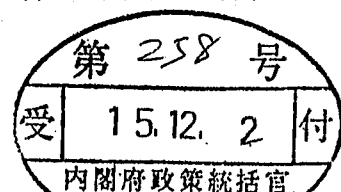
エ、国宝や重要文化財等が集中しており、これら文化財を守るための防災対策を積極的に推進する必要がある。

また、観光客が多く、帰宅困難者等の防災対策を積極的に推進する必要がある。

オ、当県には空港、港湾とも無く、陸路中心になるため、主要道路網が寸断すると広域防災体制の確立に支障が出る。

(2) 大和高原地域

月ヶ瀬村、都祁村、山添村、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村、御杖村（3町6村）



ア、宝永地震等において、震度6～7程度、大きな被害が出たとの記録がある地域及びこれらに隣接する地域である。

イ、「山辺広域市町村圏」、「桜井宇陀広域町村圏」を構成し、消防、救急、医療、ゴミ等の業務を広域で実施しており、連携した防災体制の確保が不可欠である。

ウ、主要道が名阪国道、国道165号、166号369号、370号だけで、道路寸断により孤立化、避難の不能、救急救命活動及び物資緊急輸送の確保が困難になる。

エ、急峻な地形で、急傾斜危険箇所等も多く、これらの崩壊により建物被害・人的被害の発生の恐れがある。

オ、過疎化、高齢化が進んでおり、迅速な避難が困難であり、また、防災対策の担い手が不足している。

また、集落が点在しており、避難所への避難が困難なところが多いあり、自助・共助の地域防災力の向上が不可欠であることから、地域指定を受けることによる更なる意識啓発が必要である。

### (3) 五條・吉野地域

黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、川上村、東吉野村  
(7村)

ア、追加要望の7村は、推進地域指定基準（(1) 震度基準）に該当する7市町村に含まれた地域であり、これら14市町村で「南和広域市町村圏」を構成し、消防、救急、医療、ゴミ等の業務を広域で実施していることから、追加要望7村を含めた一体的な防災体制の確保が不可欠である。

また、同一消防組合内に推進地域の指定・非指定が混在すると、東南海・南海地震発災時の広域的防災対策に大きな障害となる恐れがある。

イ、主要道が国道168号、169号、309号線しかなく、道路寸断により孤立化、避難の不能、救急救命活動及び物資輸送の確保が困難になる恐れがある。

ウ、指定基準(1)に該当する7市町村を含めた14市町村で救急指定病院が3箇所しかなく、ルートで守らなければならない。

エ、急峻な地形にあり、急傾斜危険箇所等も多く、これらの崩壊により、建物被害・人的被害の発生の恐れがある。

オ、過疎化、高齢化が進んでおり、迅速な避難が困難であり、また、防災対策の担い手が不足している。

また、集落が点在しており、避難所への避難が困難なところが多いあり、自助・共助の地域防災力の向上が不可欠であることから、地域指定を受けることによる更なる意識啓発が必要である。

### 3. 次の事項について特段のご配慮をいただくよう要望します。

(1) 地震予知に基づいて、より効果的な地震防災対策を推進していく必要があり、東海地震に準じた地震観測体制の強化を早急に整備されるようお願いいたします。

奈良盆地の特殊な盆地的地下構造により地震波が増幅される可能性について、さらなる調査検討を図られるようお願いいたします。

(2) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に係る財政支援等、地震防災対策に係る支援策の強化を図られるようお願いいたします。

(3) 国の関係機関も含めた広域的な防災体制の構築を図られるようお願いいたします。



消 第 2 1 6 5 号  
平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

和歌山県知事 木村 良樹



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

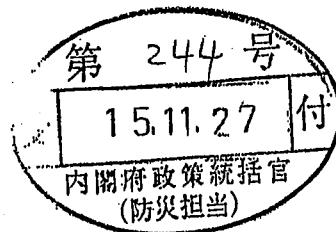
平成 1 5 年 9 月 1 9 日付け府政防第 8 0 9 号により意見照会のありました標記について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 意見照会のあった 4 8 市町村の指定については同意します。
- 2 高野町、花園村についても、防災対策推進地域として指定を要望します。

（追加指定を要望する理由）

- （ 1 ）新たに指定を要望する市町村においては、地理的条件や防災体制の現状に鑑み住民の生命・財産を守るためには、近隣市町村や県との連携が必要不可欠である。
- ・ 2 町村は山岳地帯にあり、避難や緊急輸送の際に重要となる主要な道路が少なく、また山地災害危険箇所が多いため、地震による斜面崩壊により道路等が寸断され、孤立化する恐れがある。
  - ・ 2 町村の医療体制は、近隣市町村との広域的な連携が図られている。また、花園村には医療機関（病院）がないため、救急搬送の際には高野町の高野山病院や県災害拠点病院である国保橋本市民病院等に患者を搬送することとなるため関係市町村との連携が必要である。
  - ・ 花園村は消防本部未設置であり、村単独による地震被害に対する防災体制には限界があり、高野町を含む近隣市町村との連携が不可欠である。そのために「橋本・伊都地方消防相互応援協定」や隣接する清水町と消防相互応援協定を締結しているところである。



(2) 高野山は、空海が密教布教の道場として開山した真言密教の聖地であり、多数の国指定文化財を有しているとともに、高野山の遺跡等を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」については、政府が世界遺産登録推薦書を提出しているところであるため、文化財保護の観点からの防災体制の強化が必要である。  
また、この文化遺産を有する高野町は、本県において有数の観光地であり、地域が孤立化する恐れのあるなかで、観光客の安全を確保するためには、被害全体の情報収集・提供、復旧までの対応、帰宅誘導においても近隣市町村や県との連携が必要不可欠である。

(3) 本県は、過去の地震被害や東南海・南海地震に関する専門調査会が発表した被害想定によれば、来る地震の際にも津波による甚大な被害が予想される。このために沿岸の交通網が寸断される可能性が高く、内陸道路は緊急輸送路としても重要な役割を果たすことになる。

高野町・花園村における主要道路である国道（370号、371号、480号と続く経路）は、本県の第1次緊急輸送道路として、県内沿岸市町村及び甚大な被害が予想される紀南地方へのアクセスの重要な役割を担う。

このため県として広域的な防災体制を確保するためには、2町村と周辺市町村の連携が不可欠である。

また、高野町にはヘリポートがあり、広域的な被害が発生した場合、周辺市町村と連携することにより的確な防災体制をとることが必要である。

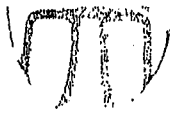
### 3 次の事項について特段の配慮をお願いします。

(1) 津波避難地や避難経路の整備を促進する制度の充実を行うとともに、地震に備えるための施設の耐震改修等の支援措置を拡充すること。

(2) 広域応援、物資調達、輸送手段等、広域的な災害対応体制の整備を図ること。

(3) 緊急輸送道路の代替路としての高速道路等の整備促進を図ること。

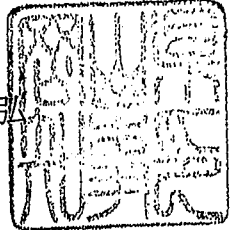
(4) 調査観測体制を強化することにより、予知体制を早期に確立すること。



消 第1436号  
平成15年11月25日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

岡山県知事 石井 正弘



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け、府政防第809号にて意見照会があったこのことについては、別添のとおりです。





(別添)

- 1 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、日生町、牛窓町、邑久町、灘崎町及び寄島町の5市5町を指定することについては、異存ありません。
- 2 長船町及び早島町については、推進地域の指定基準「(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について」に該当すると考えられますので、東南海・南海地震防災対策推進地域への指定を追加希望します。

(1)長船町を追加希望する理由について

- ・ 地理的には指定市町(案)である、岡山市、邑久町(震度基準及び津波基準該当)、備前市(津波基準該当)に町のほぼ全域を囲まれている。
- ・ 地盤的にも地下水位や地盤の特性値などが岡山市、邑久町等と類似し、極めて液状化の起こりやすい地域が広がっていることから、これらの指定市町(案)と同等の被害が予想される。
- ・ 町民の生活の交流状況からみると、邑久郡(構成町:牛窓町、邑久町、長船町の3町)内唯一の邑久高等学校(所在地:邑久町)に牛窓町、長船町から生徒が通うなど、牛窓町、邑久町と密接な関係があり、消防についても牛窓町、邑久町と共同で「邑久消防組合消防本部」として活動しており、邑久郡として一体となった環境にある。
- ・ 町境を越えて消防、医療、備蓄、輸送等を牛窓町、邑久町と一体的に計画し、これに基づき様々な予防対策を推進することで、初めて実効性が担保される。

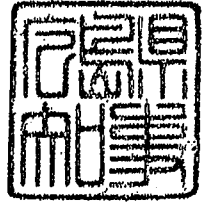
(2)早島町を追加希望する理由について

- ・ 地理的には指定地域(案)である岡山市、倉敷市(震度基準及び津波基準該当)に周囲を完全に囲まれている。
- ・ 地盤的にも液状化の起こりやすい干拓地があることから、隣接する岡山市、倉敷市と同等の被害が予想される。
- ・ 町民の日常社会生活、行政サービスは倉敷市と密接な関係があり、また、消防活動についても倉敷市に委託している。
- ・ 早島町と岡山市、倉敷市が連携することにより、初めて早島町としての的確な防災体制を確保することが可能になり、また早島町と連携することにより岡山市、倉敷市も迅速かつ的確な防災体制をとることが可能になる。

平成15年10月31日

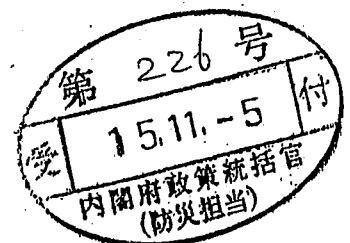
内閣総理大臣様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
危機管理室



東南海・南海地震地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号で意見照会のこのことについては、別紙のとおりです。



## 別 紙

### 1 意見

(1) 次の6市町については、地震防災対策推進地域の指定に異存ありません。  
竹原市，三原市，尾道市，福山市，音戸町，沼隈町

(2) 呉市については、次の理由により津波に関する指定基準（満潮時に陸上の浸水深が2 m以上）に該当しません。

#### 【理 由】

呉市域内で、2 m以上の浸水深が想定された3箇所は、いずれも埋立に伴い護岸工事が竣工している。

事業名（地区名）	事業年度	事業主体
環境整備事業（広地区）	護岸：S 5 6～ 6 1 埋立：S 6 2～H 1 6	呉 市
環境整備事業（川原石地区）	S 5 6～H 3	呉 市
臨海土地造成事業（宝町地区）	H 5～ 1 3	呉 市

### 2 要望

(1) 県・市町村が行う地震防災対策事業が円滑に推進できるよう、財政的支援を強化し、継続することについて、格段の配慮をお願いしたい。

(2) 近年、日本沿岸潮位が上昇する傾向にあり、瀬戸内沿岸においても異常潮位が発生していることから、津波による被害がさらに甚大になることも懸念される。

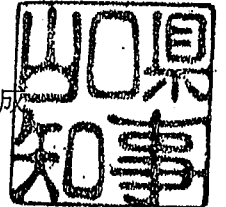
今後、指定基準に係る浸水予測データを見直すなど、必要に応じ推進地域の見直しをお願いしたい。



消防防災第1171号  
平成15年(2003年)12月2日

内閣総理大臣  
小泉純一郎様

山口県知事 二井 関 成



東南海・南海地震防災対策推進地域指定について(意見回答)

平成15年9月19日付け府政防第809号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり、回答します。

記

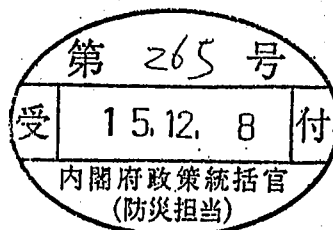
1 推進地域指定案に対する意見

久賀町、大島町、東和町の追加指定を要望する。

2 追加要望をする理由

別紙のとおり

山口県総務部消防防災課  
防災班 担当：  
TEL：  
FAX：  
E-mail：



## 推進地域の追加要望理由について

### 1 指定基準での被害と同様になる可能性

推進地域指定案に該当の橘町は、瀬戸内海上の屋代島に位置し、当該島は、橘町その他、久賀町、大島町、東和町で構成されている。

推進地域指定案では、橘町のみが該当となっているが、これは、指定基準に該当する「震度6弱」となる地域が当該町内に1kmメッシュのみ存在するという想定結果を根拠としている。しかし、この計算結果により震度6弱となる地域が、島のほぼ中央部にあたること、また、当該地域のみが島内において、地質が異なるということは考えにくいこと、さらに、専門調査会においても、震度分布について、震度6弱以上のメッシュの位置を厳密に考えすぎるのは適当ではないとの見解が示されていることから、他の3町においても震度6弱の可能性は否定できないと考える。

### 2 東南海・南海地震に係る予防対策を特に推進する必要性

4町は、高齢化率が非常に高い上、古い木造住宅が約9割を占めるという共通の地域性をもっており（下記参照）、このことは、災害時に被害を被る可能性の高い災害弱者の避難計画、火災予防、さらに、家具の固定等地震に対する備えについての啓蒙等、地震予防対策が最も重要かつ急がれる地域であると考ええる。

【高齢化率（H13.10.1現在）】

東和町 50.7% 橘町 42.9% 大島町 40.6% 久賀町 37.7%（山口県 22.9%）

【木造家屋の比率（H13.1.1現在、木造家屋の棟数／総棟数）】

橘町 91.8% 東和町 90.5% 久賀町 90.3% 大島町 88.8%（山口県 76.5%）

### 3 防災対策の一体性

2で述べたような共通の事情を抱えている4町については、柳井地区消防組合消防本部の管轄区域であり、広域防災体制が敷かれている。その他、医療については、大島郡国民健康保険診療組合、ゴミ、し尿処理については、大島環境衛生施設組合を4町で作り、共同で住民サービスを提供しているなど、従来より、生活面でのつながりをはじめ、多くの面で非常に結びつきの深い地域である。

さらに、平成16年10月に4町が合併し「周防大島町」となる予定である。

以上のことから、4町全体で対策を一体的に取り組む必要がある。

【柳井地区消防組合本部の管轄区域】

署	所在地	管轄区域	管轄面積	管轄人口
西消防署	柳井市	柳井市、大島町、上関町、平生町	208.95km <sup>2</sup>	56,098
東消防署	大島町	久賀町、大島町、東和町、橘町	138.05km <sup>2</sup>	23,136

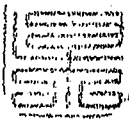
（管轄人口はH14.4.1現在）

【県の防災体制】

4町とも柳井災害対策地方本部の担当区域

\* 災害対策地方本部

被災地域における県の災害対策実施組織。県内の9地域行政連絡協議会単位で地方本部を設置し、管轄区域内の情報収集等を行う。



消第1171号  
平成15年11月25日

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

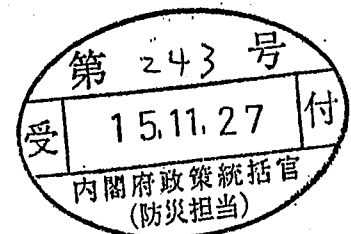
徳島県知事 飯 泉 嘉 明



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号により意見照会のありましたこのことについては、次のとおりですので、特段のご配慮をお願いします。

- 1 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定基準に該当するとされた徳島市をはじめとする38市町村については、地震防災対策推進地域として指定されることに同意します。
- 2 阿波町をはじめとする12町村についても、次のとおり地震防災対策推進地域として追加指定されるよう要望します。
  - (1) 追加指定を要望する町村  
阿波町、山川町、美郷村、脇町、一字村、穴吹町、三好町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村
  - (2) 追加指定を要望する理由  
別紙1，別紙2，別紙3及び別紙4に記載のとおりです。



〔阿波町、山川町及び美郷村の推進地域指定を要望する理由〕

1. 上記2町1村の大半は急峻な山間地域に位置し、もろい表土でできた急斜面に集落が形成されている。村内のほとんどの地域が地すべり地域に指定されている美郷村をはじめとするこれらの地域は、斜面崩壊や道路等の被害も多く発生し、道路も寸断されることも多い。

山川町の山間部及び美郷村を走る幹線道路は、国道193号のみであり、単路で迂回路もなく整備も遅れている。

また、最大震度5強も想定されており、更には、このような特徴を有するこれら地域では、本震及び余震により構造物等の進行性破壊も十分考えられ、斜面崩壊、道路及び橋梁との破壊・寸断、集落の孤立化、救急・救助の困難など、著しい被害等が生じることが大きく懸念されている。

2. また、2町1村は、財政力も乏しく高齢化が進み、地形的条件とともに、防災対策上、大きな脆弱性を有し、消防防災をはじめ医療、環境、福祉等の面においても隣接地域と互いに脆弱性を補うため、広域体制で取り組んでいるのが実状で、大規模災害時において、個々の町村が単独で対処することは困難である。

消防・福祉：	消防、要介護認定事務について推進地域指定原案に該当している隣接の町と「徳島中央広域連合」を構成し対応
医療：	推進地域指定原案に該当している隣接の町と東部Ⅱ保健医療圏、東部Ⅲ救急医療圏を構成、災害拠点病院が山川町と隣接する鴨島町に1機関所在
環境：	ごみ処理等について推進地域指定原案に該当している隣接の町と「徳島中央広域環境施設組合」等を構成し対応

3. 更に、2町1村は、推進地域原案に指定されている本県東部と西部地域（5町）に挟まれた地域であり、東西を結ぶ要衝でもあり、両地域間の緊急輸送、救急・救助など円滑な災害対応を確保する観点からも、これら隣接地域等と広域かつ一体的な防災対策を講じていく必要がある。

4. このようなことから、想定される被害を減じるため、消防・医療・輸送体制等の確保はもちろんのこと、これらの基盤となる幹線道路（緊急輸送路）の寸断に備え、これを補完する町村道の改修などの予防対策や発災後の応急対策など、地震防災対策については、隣接するこれら関係町村が地域一体となって取り組むことによって初めて実効性のある防災対策が確保されるものである。

### 〔脇町及び穴吹町の推進地域指定を要望する理由〕

1. 上記2町の大半は、峻険な山間地域にあり、もろい表土でできた急斜面に集落が多く分布している。このような地質、地形から、日本有数の地すべり地帯となっており、斜面崩壊や道路等の被害も多く発生し、道路も寸断されることが多い。特に、穴吹町の大半を占める山間部においては、国道492号が唯一の幹線道路であり、単路で迂回路もなく整備も遅れている。

また、最大震度5強も想定されており、更には、このような特徴を有するこれら地域では、本震及び余震により構造物等の進行性破壊も十分考えられ、斜面崩壊、道路及び橋梁との破壊・寸断、集落の孤立化、救急・救助の困難など、著しい被害等が生じることが大きく懸念されている。

2. また、両町は、財政力も乏しく高齢化が進み、地形的条件とともに、防災対策上、大きな脆弱性を有し、消防防災をはじめ医療、環境、福祉等においても隣接地域と互いに脆弱性を補うため、広域体制で取り組んでいるのが実状で、大規模災害時において、個々の町村が単独で対処することは困難である。

消	防：推進地域指定原案に該当している木屋平村と2町1村で「美馬東部消防組合」を構成し対応。なお、美馬郡7箇町村は「大規模災害時における相互援助協力に関する協定」を締結、より一体性の高い防災対策を推進
医	療：推進地域指定原案に該当している隣接の町等と西部I保健医療圏、西部I救急医療圏を構成、2次救急（中・重傷救急）医療機関が脇町、半田町に各1機関所在
環	境：ごみ処理等について推進地域指定原案に該当している隣接の町と「美馬環境整備組合」等を構成し対応
福	祉：要介護認定事務等について推進地域原案に該当している隣接の町村等と「美馬地区広域行政組合」等を構成し対応

3. 更に、両町は、推進地域原案に指定されている本県東部と西部地域（5町）に挟まれた地域となっているほか、東西南北を結ぶ要衝でもあり、両地域間の緊急輸送、救急・救助など円滑な災害対応を確保する観点からも、これら隣接地域等と広域かつ一体的な防災対策を講じていく必要がある。

4. このようなことから、想定される被害を減じるため、消防・医療・輸送体制等の確保はもちろんのこと、これらの基盤となる幹線道路（緊急輸送路）の寸断に備え、これを補完する町村道の改修などの予防対策や発災後の応急対策など、地震防災対策については、隣接するこれら関係町村が地域一体となって取り組むことによって初めて実効性のある防災対策が確保されるものである。



### 〔一字村の推進地域指定を要望する理由〕

1. 一字村は、峻険な剣山山系の谷間にあり、もろい表土でできた急斜面に集落が形成されている。このような地質、地形から、日本有数の地すべり地帯となっており、斜面崩壊や道路等の被害も多く発生し、道路も寸断されることも多く、隣接の町村間を結ぶ幹線道路は、国道438号のみで、迂回路もなく整備も遅れている。

また、最大震度5強が想定されており、更には、このような特徴を有するこれら地域では、本震及び余震により構造物等の進行性破壊も十分考えられ、斜面崩壊、道路及び橋梁の破壊・寸断、集落の孤立化、救急・救助の困難など、著しい被害等が生じることが大きく懸念されている。

2. また、当村は、財政力も乏しく高齢化が進み、高齢者単身世帯も本県1位であり、地形的条件とともに、防災対策上、大きな脆弱性を有し、消防防災をはじめ医療、福祉等においても隣接地域と互いに脆弱性を補うため、広域体制で取り組んでいるのが実状で、大規模災害時において、当村が単独で対応することは困難である。

消	防：推進地域指定原案に該当している隣接の3町とともに「美馬西部消防組合」を構成し対応。なお、美馬郡7箇町村は「大規模災害時における相互援助協力に関する協定」を締結、より一体性の高い防災対策を推進
医	療：推進地域指定原案に該当している隣接の町村等と西部I保健医療圏、西部I救急医療圏を構成、2次救急（中・重傷救急）医療機関が半田町、脇町に各1機関所在
環	境：し尿処理について推進地域指定原案に該当している隣接の町村等と「吉野川環境整備組合」等を構成し対応
福	祉：要介護認定事務等について推進地域原案に該当している隣接の町村等と「美馬地区広域行政組合」等を構成し対応

3. このようなことから、想定される被害を減じるため、消防・医療・輸送体制等の確保はもちろんのこと、これらの基盤となる幹線道路（緊急輸送路）の寸断に備え、これを補完する町村道の改修などの予防対策や発災後の応急対策など、地震防災対策については、隣接するこれら関係町村が地域一体となって取り組むことによって初めて実効性のある防災対策が確保されるものである。

〔三好町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村の推進地域指定を要望する理由〕

1. 上記4町2村は、峻険な山間部にあり、もろい表土でできた急斜面に集落が形成されている。このような地質、地形から、日本有数の地すべり地帯となっており、斜面崩壊や道路等の被害も多く発生し、道路も寸断されることが多く、町村間を結ぶ緊急輸送路でもある幹線道路は、単路で迂回路もなく整備も遅れている。

また、最大震度5強が想定されており、更には、このような特徴を有するこれら地域では、本震及び余震により構造物等の進行性破壊も十分考えられ、斜面崩壊、道路及び橋梁の破壊・寸断、集落の孤立化、救急・救助の困難など、著しい被害等が生じることが大きく懸念されている。

2. また、4町2村は、財政力も乏しく高齢化が進み、地形的条件とともに防災対策上、大きな脆弱性を有し、このため、消防防災をはじめ医療、環境、福祉等の面でも隣接地域と互いに脆弱性を補うため、広域体制で取り組んでいるのが実状で、大規模災害時において、個々の町村が単独で対応することは困難である。

消防・環境・福祉：消防、ごみ処理、介護保険広域運営について、推進地域指定原案に該当している2町を含め8町村で「みよし広域連合」を構成し対応。  
 なお、これら8町村は、「三好郡内消防相互応援協定」を締結、より一体性の高い防災対策を推進

医療：推進地域指定原案に該当している2町を含め8町村で西部Ⅱ保健医療圏、西部Ⅱ救急医療圏を構成、災害拠点病院が池田町に1機関所在

3. このようなことから、想定される被害を減じるため、消防・医療・輸送体制等の確保はもちろんのこと、これらの基盤となる幹線道路（緊急輸送路）の寸断に備え、これを補完する町村道の改修などの予防対策や発災後の応急対策など、地震防災対策については、隣接するこれら関係町村が地域一体となって取り組むことによって初めて実効性のある防災対策が確保されるものである。

15危管第35704号  
平成15年11月28日

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

香川県知事 真鍋武紀

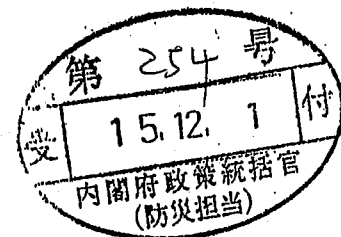


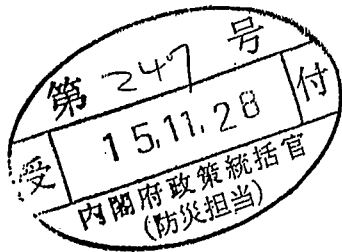
東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号による意見照会について、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第3項の規定に基づき、次のとおり回答します。

記

- 1 推進地域の指定基準に該当する市町村一覧に示された、高松市・さぬき市・内海町・牟礼町・庵治町・仲南町・高瀬町については、指定を受けることに異存ありません。
- 2 上記の2市5町に加えて、防災体制の一体性の確保の観点から、東かがわ市・三木町の1市1町についても指定されるよう要望します。
- 3 なお、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に規定している地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮について、数多くの市町から要望が出ておりますので、早期に具体化されるよう要望します。

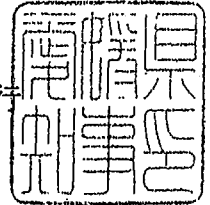




15 消第 297 号  
平成 15 年 11 月 26 日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

愛媛県知事 加戸 守行



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号で意見照会のありました地震防災対策推進地域の指定について、本県の意見は次のとおりです。

なお、追加指定を要望する市町村につきましても、地震防災対策推進地域に同時に指定されるよう格段のご配慮をお願いします。

おって、地震防災対策の財政的支援について、一層の充実強化をお願いします。

記

- 1 推進地域の指定基準に該当する市町村として意見照会のあった46市町村については、地震防災対策推進地域の指定に異存ありません。
- 2 推進地域の指定基準に該当する市町村以外の次の11市町村（2市8町1村）については、地震防災対策推進地域への追加指定を要望します。  
〔 新居浜市、伊予三島市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、弓削町、中島町、伊方町、瀬戸町 〕
- 3 要望理由

(1) 新居浜市

新居浜市別子山地区の消防、救急事務については、隣接する宇摩地区広域市町村圏組合に委託しており、周辺地域との連携が不可欠である。（別子山地区は、旧別子山村が平成15年4月1日に新居浜市へ編入合併された。）

また、当市は、有力な石油コンビナート等特別防災区域を有する四国屈指の工業都市であり、昭和南海地震では、工場から硫酸が流出するという事故が発生したほか、最大55cmの地盤沈下が起こっている。

更に、隣接する西条市、土居町が推進地域に指定されるなど、地震発生によるコンビナート等の被害が懸念され、このような事態に広域的に対応するため、県東部の消防機関での「東予広域消防相互応援協定」の締結、高速道路（松山自動車道）に関する消防業務に関する宇摩地区広域市町村圏組合、西条市消防本部との覚書の締結、及び東予圏内における救助活動における協議会の設置など、連携協力して防災に取り組んでいる。

なお、本県の被害想定においては、震度6弱の地域が点在するなど、震度6弱に準じた地震動のおそれがあり、また、沿岸部の埋立地域では、液状化による被害が懸念される。

(2) 伊予三島市

推進地域の指定基準に該当する土居町等の周辺市町村と宇摩地区市町村圏組合を組織し、消防及び救急医療対策、急患センター、知的障害者施設、特別養護老人ホーム及びゴミ処理施設の運営を実施するなど、広域的な行政運営を行っており、地域の一体性はきわめて高い。

なお、市町村合併に向けた法定の合併協議会を周辺の4市町村で設立し、合併の調印式を終了しており、平成15年12月県議会の議決を経て、平成16年4月に合併予定である。

(3) 朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町

今治市を中心とする越智郡陸地部地域であり、総人口155,423人（平成12年国勢調査）のうち76%を今治市が占めている。従って、産業面において同一の経済圏を形成しているほか、教育面などあらゆる分野において今治市への依存度が高く、通勤、通学等についても今治市との密接な繋がりがあため、今治市が被災した場合、大量の帰宅困難者が発生するおそれがある。

また、今治地区事務組合による広域的な防災活動や防災訓練を共同実施するとともに、共同処理事務として、電算、ゴミ及びし尿の処理、火葬場及び老人ホームの運営を実施するなど、広域的な行政運営を行っており、地域の一体性はきわめて高い。

なお、現在、市町村合併に向けた法定の合併協議会を周辺の12市町村で設立しており、平成17年1月に合併予定である。

(4) 弓削町

瀬戸内海に位置する有人島で構成する町であるため、地震、津波に伴う海上交通の途絶や孤立化等の課題が生じ、防災対策上問題となることが懸念される。

また、県東部の消防機関での「東予広域消防相互応援協定」締結や、救急医療体制での今治市等との救急医療協定による救急時の病院搬送の実施など、広域で連携した消防防災行政を実施している。

なお、現在、町村合併に向けた法定の上島合併協議会を周辺の4町村で設立し、平成16年10月に合併予定であり、上島地区は一つの生活圈、文化圏を有しているが、同地区の総人口8,605人（平成12年国勢調査）のうち45%を弓削町が占めているなど、中心的な役割を担っている。

(5) 中島町

瀬戸内海に位置する有人島6島で構成する町であるため、地震、津波に伴う海上交通の途絶や孤立化等の課題が生じ、防災対策上問題となることが懸念される。

なお、県内で唯一の消防本部未設置町であり、松山市等の周辺市町と締結している中予地区消防相互応援協定による広域的な消防相互応援が非常に重要となるとともに、医療活動においても、周辺の北条市温泉郡医師会と協定を締結するなど、広域で連携し、一体的な防災体制の確保を図っている。

(6) 伊方町及び瀬戸町

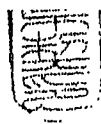
宇佐美龍夫による安政南海地震に関する史料において、両町とも3m以上の津波が記録されており、本県の実施した被害想定においても同様の結果が出されているなど、津波での被害が懸念される。

また、津波被害に対する防災対策についても、八幡浜市を中心とする西宇和郡内の市町村で構成する八幡浜地区施設事務組合により、消防及び救急医療対

策、特別養護老人ホームの運営、ゴミ焼却及びし尿処理事業を実施するなどの広域的な行政運営を行っており、地域の一体性はきわめて高い。

なお、現在、市町村合併に向けた法定の合併協議会を推進地域の指定基準に該当する三崎町と設立しており、平成16年10月に合併予定である。

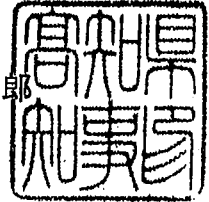
担当	県民環境部管理局 消防防災安全課 防災企画係
TEL	FAX
E-mail	



15高危管第450号  
平成15年11月28日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

高知県知事 橋本 大二郎



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付府政防第809号で、意見照会のありました標記のことについて、本県46市町村が指定されることには、同意します。

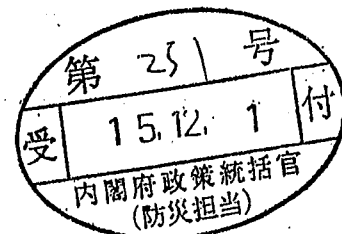
ただし、田野町、安田町、香我美町を指定するにあたっては、これらの町内を2級河川が流れており、過去の南海地震によって、津波浸水被害を受けていることを考慮し、「推進地域の指定基準」のうち、「(2)津波による基準」についても指定理由に追加されることを、具体的な意見を別紙に添えて申し述べます。

なお、意見照会に係る指定から外れている、池川町、吾川村、仁淀村、大川村、本川村、吾北村、梶原町の7つの町村については、いずれも急峻な山間部に位置し、高知大学甲藤教授の研究(1980.10.1)によれば、三波川帯、秩父帯という崖崩れなど山地災害の危険度の高い特殊な地形条件にあるとされており、唯一記録の現存する仁淀村史によれば、安政の南海地震で「村の山が多数崩壊し、家屋も次々と倒壊した」と記録されています。

現に、内陸型地震ではありますが、芸予地震(2001.3.24)では、同じ地質地域である土佐町、吾北村などにおいては、土砂災害が発生しています。

また、これら7町村は、過疎高齢化の進展が著しく、一自治体のみでの十分な防災対策を図ることは困難であり、日常的な周辺市町村との行政上の連携の上に立って、組合消防を組織し、合同防災訓練を実施するほか、災害拠点病院を指定するなど、周辺市町村と連携し一体的な防災行政を行っています。

こうした、周辺市町村との連携による防災体制や特殊な地形条件等については、「推進地域の指定基準」のうち「(4)防災体制の確保等の観点からの指定」に該当するものと考えますので、推進地域として指定されますよう、具体的な意見を別紙に添えて申し述べます。



## 別紙 1

### 田野町、安田町、香我美町を推進地域の指定基準「(2) 津波による基準について」による指定を要望する理由

安田町、香我美町の町史によれば宝永(1707年)、安政(1854年)の南海地震津波により沿岸地域から相当離れた地域まで津波により浸水している記録があり、徳島大学村上教授ら(1994)によるとこうした浸水は津波の河川遡上によるものと推測されています。

上記の3町は、町内をそれぞれ、丈丈川・池谷川(田野町)、安田川・東谷川(安田町)、香宗川(香我美町)という2級河川が流れており、津波が河川を遡上し、氾濫する危険性があります。実際に田野町では、1979.10、1980.9、2003.8に台風による高潮のため、河川を遡上した海水により浸水被害を受けています。

こうしたことから、安田町、田野町、香我美町の3町は、指定基準「(2) 津波による基準について」に該当すると考えます。



## 別紙 2

池川町、吾川村、仁淀村、大川村、本川村、吾北村、椿原町が指定基準「(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について」に該当する理由

### 〔池川町、吾川村、仁淀村について〕

仁淀村史によれば、安政（1854年）の南海地震により、村の山が多数崩壊し、家屋も次々と倒壊したとの記録が残されています。

池川町、吾川村は、高知大学甲藤教授（1980.10.1）が指摘しているように三波川帯、秩父帯という崖崩れなどの山地災害の危険度が高い地域に位置しており、仁淀村と同様の被害が発生したことが想定されます。

さらに、南海地震の発生前に頻発するといわれている内陸型地震（芸予地震 2001.3.24）では、土佐町、吾北村など同様の地質の地域で土砂災害が発生しており、また、この3町村で急傾斜地危険箇所が198箇所もあり、次の南海地震においても、崖崩れ等の災害の発生が予想されます。

池川町、吾川村、仁淀村は、佐川町、越知町の5町村で構成する高吾北広域町村事務組合消防本部において、毎年、合同で防災訓練を実施するなど一体的な防災対策を進めています。

また、この地域における災害時の救急医療は、「高知県災害救急医療活動マニュアル」により、佐川町にある病院を拠点として活動することとしており、こうしたことから、関係町村が佐川町と連携した防災対策体制を整備することが必要不可欠です。

### 〔大川村、本川村について〕

大川村、本川村も上記池川町、吾川村、仁淀村と同様の地質条件で、急傾斜地危険箇所も2村で22箇所もあり、次の南海地震においても、崖崩れ等の災害発生が予想されています。

大川村、本川村は、本山町、大豊町、土佐町とともに嶺北広域行政事務組合消防本部において、毎年、合同で防災訓練を実施するなど一体となった防災対策を進めています。

また、この地域における災害時の救急医療は、「高知県災害救急医療活動マニュアル」により、本山町にある病院を拠点として、活動することとしており、こうしたことから、関係町村が本山町と連携した防災対策体制を整備することが必要不可欠です。

#### 〔吾北村について〕

吾北村も上記池川町、吾川村、仁淀村と同様の地質条件で、急傾斜地危険箇所は104箇所もあり、次の南海地震においても、崖崩れ等の災害発生が予想されています。

吾北村は、伊野町、春野町、日高村とともに4町村での相互応援協定を結び、仁淀消防本部において、毎年合同の防災訓練など一体となった防災活動を進めています。

また、吾北村は、伊野町から本川村、池川町を経て県外へ通じるアクセス道路の要所にもなっており、広域的な防災活動を実施するための重要な位置付けにあります。

さらに、災害時の救急医療は、「高知県災害救急医療活動マニュアル」により、伊野町にある病院を拠点として、活動することとしており、こうしたことから、関係町村が伊野町と連携した防災対策体制を整備することが必要不可欠です。

#### 〔梶原町について〕

梶原町も上記池川町、吾川村、仁淀村と同様の地質条件で、急傾斜地危険箇所は100箇所もあり、次の南海地震においても、崖崩れ等の災害発生が予想されています。

梶原町は、須崎市、中土佐町、窪川町、大野見村、東津野村、葉山村、大正町、十和村とともに高幡務組合消防本部において、2年に1回、各市町村持ち回りで合同防災訓練を実施するなど一体的な防災活動を進めています。

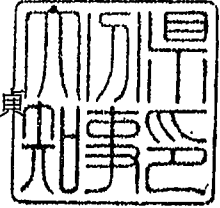
また、この地域における災害時の救急医療は、「高知県災害救急医療活動マニュアル」により、須崎市、窪川町、梶原町にある病院を拠点として、活動することとしております。

特に、梶原町は、隣接する東津野村の救急医療を担う立場にあり、こうしたことから、東津野村を含めた関係市町村と連携した防災対策体制を整備することが必要不可欠です。

消 第 1 2 0 3 号  
平成15年12月5日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

大分県知事 広瀬 勝 貞



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について (回答)

平成15年9月19日付け府政防第809号で意見照会のありました上記について、本県の7市町村が指定されることには異存ありません。

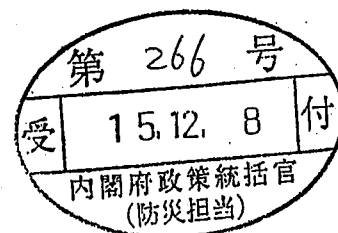
また、大分市、別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、真玉町、香々地町、国見町、姫島村、国東町、武蔵町、安岐町、日出町及び佐賀関町の15市町村については、次の理由から追加指定を要望します。

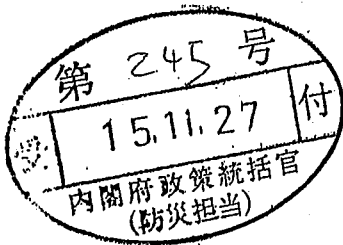
別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国見町、姫島村、国東町及び佐賀関町については、現地調査を行った結果、港湾施設(物揚場)からの浸水又は護岸の高さ不足による浸水で、基準値以上の浸水深が予想されます。

大分市、別府市、中津市、杵築市及び佐賀関町については、過去の東南海・南海地震について調査したところ、指定基準(震度6弱、津波3m)以上の地震動又は津波が発生し、大きな被害を受けています。

真玉町及び香々地町は豊後高田市と高田地域消防組合を、武蔵町及び安岐町は国見町、姫島村及び国東町と東国東広域連合組合を、日出町は杵築市と杵築速見消防組合をそれぞれ構成しており、その構成市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制の確保が図られます。

なお、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第3項に基づく市町村からの意見聴取では、追加指定要望の15市町村長から指定要望がなされていることを申し添えます。

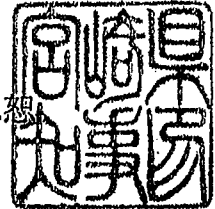




2 3 2 - 7 2 7  
平成15年11月26日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

宮崎県知事 安藤 忠恕



東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（回答）

平成15年9月19日付け府政防第809号で意見照会のあった標記については、  
下記のとおりです。

記

1 推進地域の指定基準に該当する市町について

推進地域の指定基準に該当する宮崎市、延岡市、日南市、日向市、南郷町、門川町、北川町及び北浦町を推進地域として指定することについて、同意します。

2 推進地域の追加指定について

次の理由により、佐土原町及び新富町を推進地域として指定するよう要望します。

(1) 佐土原町

ア 新富町との境界をなす一ツ瀬川下流域一帯は、津波による浸水被害に見舞われる危険性が高く、また、液状化の危険度が高い地域でもあり、強い地震動による河川堤防等の沈降・損壊により、浸水被害が増大する可能性も有している。

また、同町東部の太平洋に面した海岸付近には、保養・福祉ゾーンが形成されているが、同海岸は、近年、浸食が著しく、本年5月に当県に接近した台風4号による波浪で、防風垣や防風林の一部が損壊するなどの被害が発生しており、同ゾーン内にある諸施設が津波による浸水被害に見舞われる危険性が高いものと予測される。

これらの地域における住民等の避難の確保や被害の軽減を図るなど、今後、地震防災対策を積極的に推進していく必要がある。

イ 同町は、推進地域の指定を受けようとしている宮崎市と隣接しており、海岸部を含めた地形は同市と連続しており、国道等の整備も進み、構造的な面での市町境は明確ではない。また、広域消防体制等も同市と同一であるため、同市と連携し、津波避難計画の策定や避難路の設定等に一体的に取り組む必要がある。

以上のことから、津波避難に係る啓発や事業者による対策計画の策定など地震防災対策の推進及び実効性を確保するためには、宮崎市と一体的に推進地域として津波避難対策に取り組む必要がある。

よって、追加指定を要望する。

## (2) 新富町

海岸構造物がない一部の地域において、津波による浸水に見舞われ、木造家屋の部分的破壊等の被害が発生する危険性が高い地域が認められる。

また、佐土原町との境界をなす一ツ瀬川下流域は、津波による浸水被害に見舞われる危険性が高く、また、液状化の危険度が高い地域でもあり、強い地震動による河川堤防等の沈降・損壊により、浸水被害が増大する可能性も有している。

これらの地域における住民の避難の確保や被害の軽減を図るなど、今後、地震防災対策を積極的に推進していく必要がある。

よって、追加指定を要望する。

文書取扱

生活環境部 消防防災課 防災係

TEL /

FAX /